

お客さま 各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

## 外部監査人による保証業務に適用される 新基準（日本基準）について

### I. はじめに

弊社（受託会社）では、企業（委託会社）様から委託を受けております業務の内部統制につきまして、弊社の外部監査人により、日本基準及び米国基準に基づく評価を受け、内部統制報告書（以下「報告書」といいます）を作成しております。

当該報告書は、企業様の財務諸表監査または内部統制監査や、企業様の内部統制報告制度に係る経営者評価のためご活用いただいておりますが、今般、報告書の評価基準のうち日本基準について新基準が公表され、これに伴い新基準を適用した報告書を作成しますのでお知らせいたします。

### II. 新基準（日本基準）

#### 1. 新基準（日本基準）の公表

弊社の報告書は、2018年12月期分まで日本公認会計士協会により定められた、監査・保証実務委員会実務指針第86号（以下「86号」といいます）を適用して参りました。

2019年8月に日本公認会計士協会より86号にかわる基準として「保証業務実務指針3402」（以下「新基準」といいます）が公表され、2020年1月1日以後に発行する報告書より適用されますが、2019年8月1日以後に作成する報告書について適用することも可能となっております。

#### 2. 新基準の適用に伴う報告書の変更点

今般の新基準は既存の86号を基に国際基準であるISAE3402を参考として実務指針の見直しが行われたものです。

本実務指針の見直しは保証業務実務指針3000「監査及びレビュー以外の保証業務に関する実務指針」の公表に伴う適合修正の一環として行われたものであり、新基準適用に伴う報告書の重要な変更はございません。

#### 3. 弊社での新基準の適用時期

弊社では、2019年12月に発行する2019年9月期報告書から新基準を適用いたします。

### Ⅲ. その他

米国基準は従前通りであり、変更ございません。

#### 御参考

	2019年9月期から	2018年12月期まで
日本基準	監査・保証実務委員会実務指針第97号 保証業務実務指針3402 「受託業務に係る内部統制の保証報告書に 関する実務指針」 (2019年8月1日 日本公認会計士協会公表)	監査・保証実務委員会実務指針第86号 「受託業務に係る内部統制の保証報告書」 (2011年12月22日 日本公認会計士協会公表)
米国基準	Statement on Standards for Attestation Engagements No.18 (「SSAE18」)におけ る AT - C 320 (2016年4月 米国公認会計士協会公表)	同左 但し、2016年12月までは、Statement on Standards for Attestation Engagements No.16 (「SSAE16」) (2010年4月 米国公認会計士協会公表)

以 上